

評議員の費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人厚岸町社会福祉協議会の定款第10条の規定に基づき、評議員の費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び費用の計算及び支給方法については、職員等の旅費に関する規程によるものとする。

(改廃)

第3条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年2月28日から施行する。